



発行 東京都

目次

告示

- 指定納付受託者の指定……………（デジ）
タルサービス局デジタル戦略部デジタル手続推進課…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…二

告示（選）

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………三
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………三

告示（公）

- 指定講習機関の届出事項の変更届出……………四
- 駐車監視員資格者講習の実施……………四

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………四
- ……………（主税局課税部課税指導課）…四
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案（二件）
……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…四
- ……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…四
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…七

告示

●東京都告示第八百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号。以下「規則」という。）第三十七条の三の規定により告示する。

令和六年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容
規則第十条第四項第四号に規定する情報処理システム（LogOフォーム）を利用して納付される使用料、手数料及び雑入
- 三 指定日
令和六年七月十六日

●東京都告示第八百二十三号

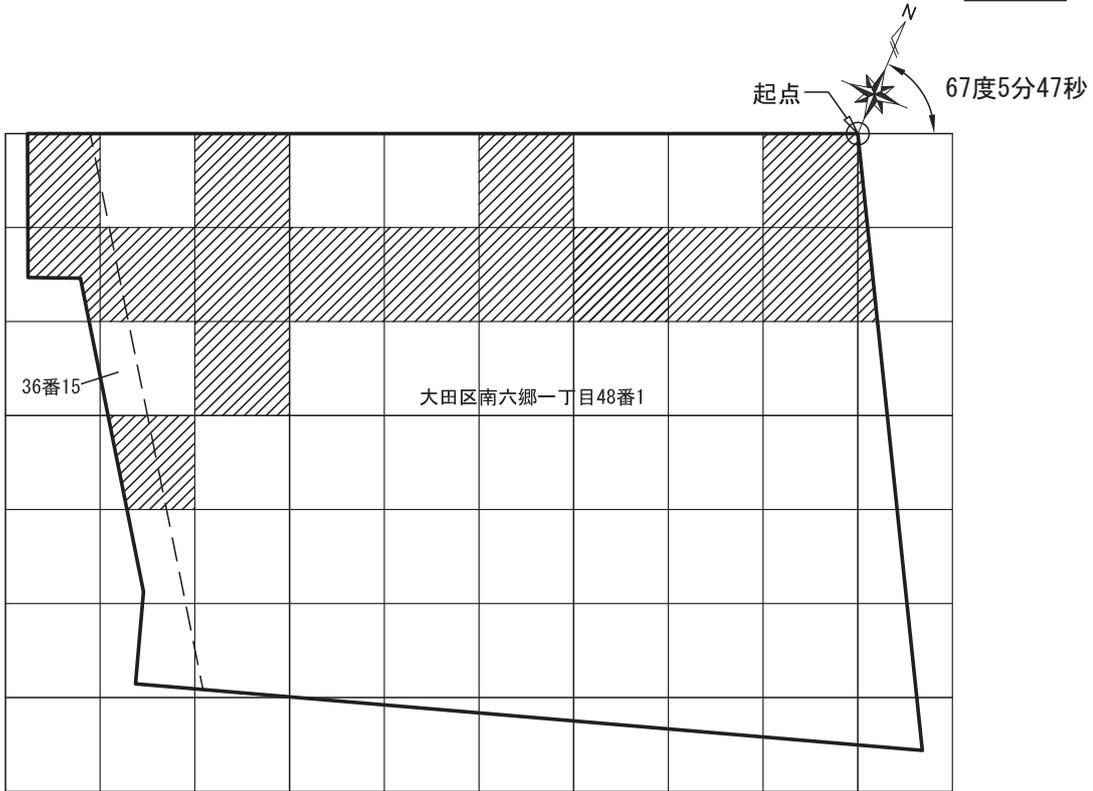
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区南六郷一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  筆境界
-  調査対象地

【起点】

起点は、大田区南六郷一丁目48番1の最北端とする。

【格子の回転角度（67度5分47秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第三百八十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月十六日

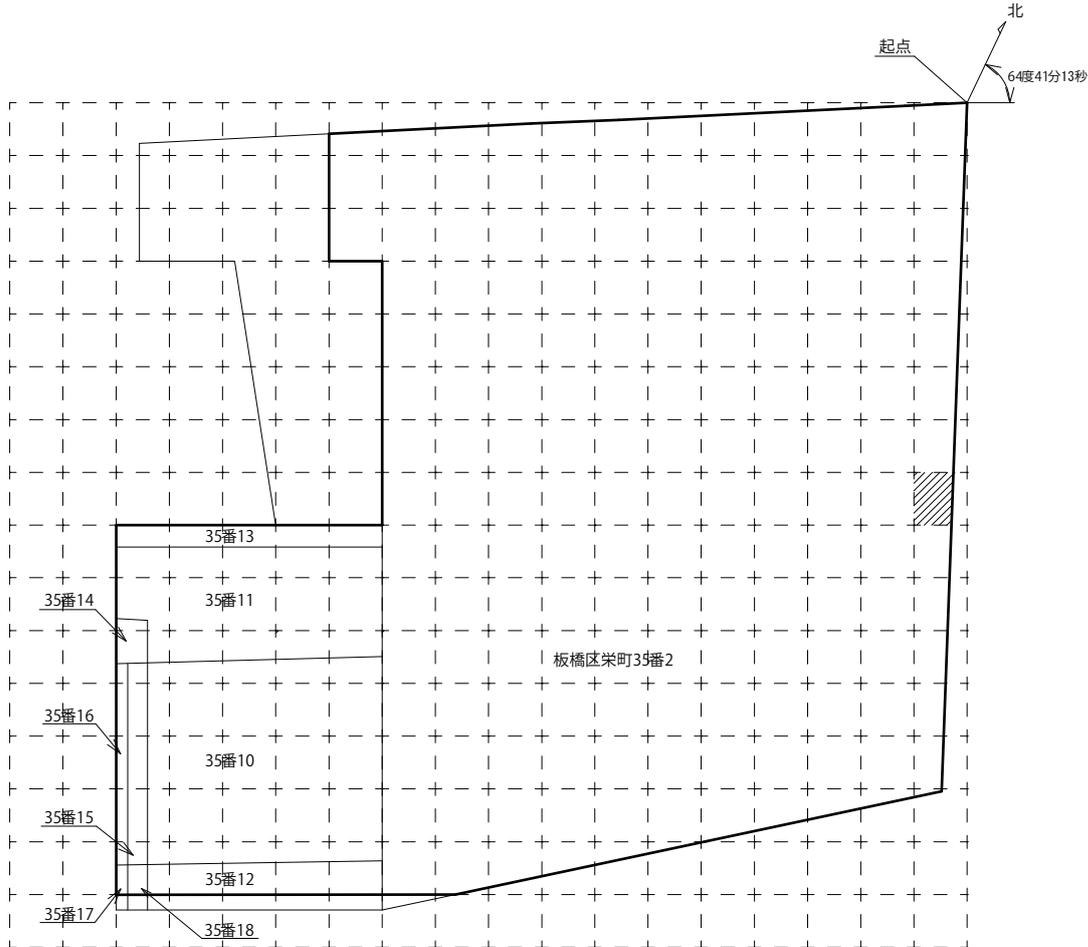
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区栄町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



〈凡例〉

- 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画線
- 指定を解除する区域

〈起点〉

起点は、板橋区栄町35番2の最北端とする。

〈格子の回転角度：64度41分13秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年七月十六日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称	所 在 地
ヒルデモア駒沢公園	目黒区東が丘一丁目三十五番二十三号
医療法人志匠会 練馬志匠会病院	練馬区土支田一丁目十三番二十号
SOMP O ケア ラヴィ	江戸川区東小松川三丁目二十五番六号
Iレ船堀	

●東京都選挙管理委員会告示第百号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和六年七月十六日

東京都警察管理委員会

施設の名 称 所 在 地

介護老人保健施設 セン 大田区中央八丁目三十四番十号
トラル大田

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第241号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から特定講習の業務を行う事務所の所在地の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年7月16日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明
記

変更届出 があった 指定講習 機関	変更事項	新	旧	変更年月日
町田トラ イン グスクー ル	特定講習 を行う事務 所の所在 地	町田市南大 谷三丁目19 番1号	町田市南大 谷1番地55	令和6年7 月15日

●東京都公安委員会告示第242号

確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第8条の規定により、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、同規

則第6条の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月16日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明
記

1 講習の実施日時

講義 令和7年1月27日（月曜日）及び同月28日（火曜日）の2日間
午前9時から午後5時10分まで考查 令和7年2月3日（月曜日）
午前10時から午前11時まで

2 講習の実施場所

東京ビッツサイト 会議棟6階会議室
江東区有明三丁目11番1号

3 講習予定人員

400名（予定人員になり次第締め切る。）

4 申込手続

(1) 受付期間

令和6年11月1日（金曜日）から同月18日（月曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内各警察署交通課

(4) 申込書類

駐車監視員資格者講習申込書 1通（駐車監視

員資格者講習申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時30分から午後4時30分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。）

(5) 受講手数料

20,000円（申込時に、警察習會計係又は会計厚生係において納入すること。）

5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係
電話 03（3581）4321 内線 7870-5123

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第一項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

令和六年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 指定年月日
名称 氏名 事業所の所在地
青木商事 青木 大輔 中央区築地三丁目 令和六年七月
株式会社 十一番四号 一日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手

続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和六年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 六本木・虎ノ門地区地区計画

二 位置 追加する区域

港区虎ノ門四丁目及び赤坂一丁目各地内

変更する区域

港区六本木一丁目、六本木三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目各地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

別図



この地図は、国土地理院長の承認（29国地開公第444号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（5都市基交第1306号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）5都市基街都第241号、令和5年11月24日（承認番号）5都市基交都第54号、令和5年11月28日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和六年七月十六日

東京都知事 小池 百合子

広町地区地区計画

変更する区域

品川区広町二丁目、大井一丁目及び二葉一丁目各地内

別図のとおり

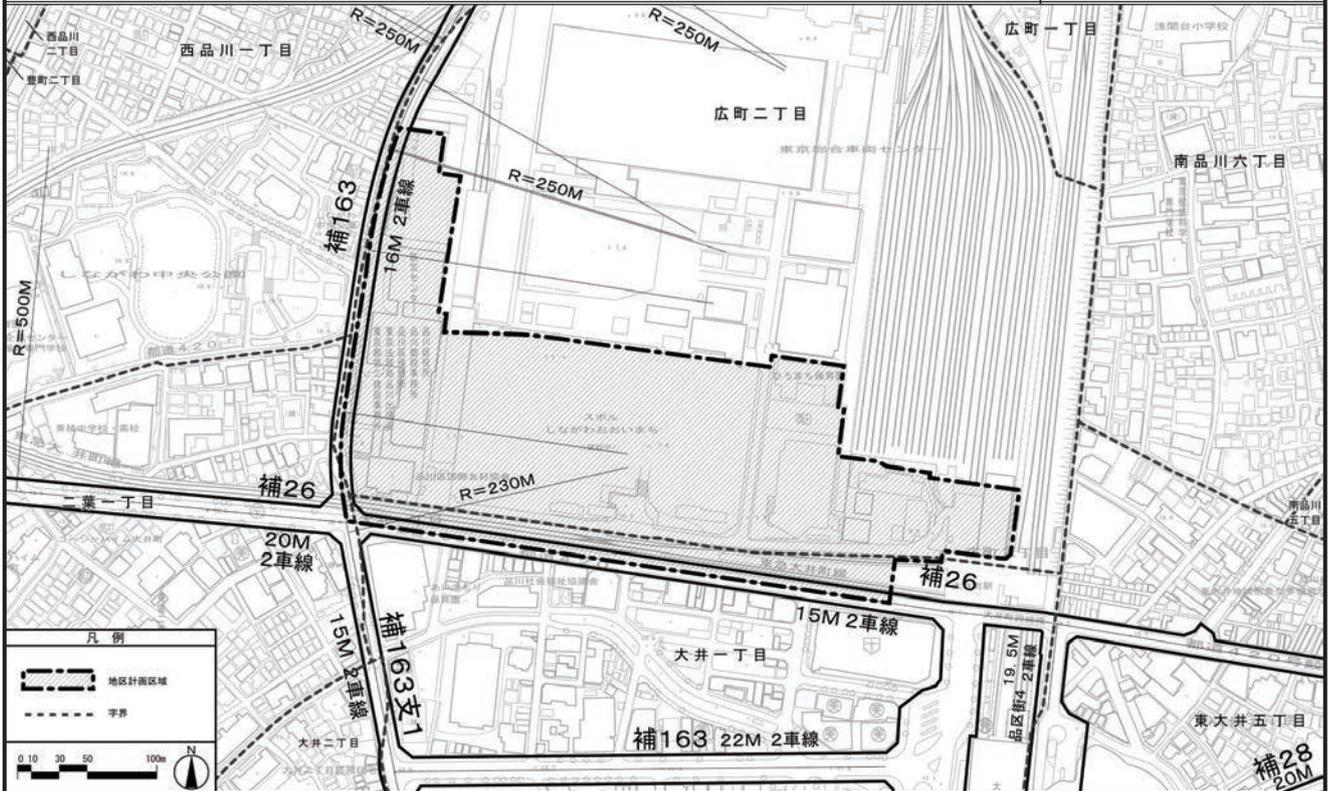
三 区域
四 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び品川区役所

五 縦覧期間
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
広町地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第444号)を得て作成した東京都地形図を使用(6都市基交第447号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)6都市基街都第20号、令和6年4月22日

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和六年七月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

八 日野市旭が丘二丁目三十二番
八
埼玉県本庄市西富田七百六
十二番地一
ケイアイスター不動産株式
会社
代表取締役 埴 圭二

国分寺市日吉町四丁目十番五
十九、同番六十一から同番六
十三まで、同番六十五、同番
六十七から同番七十まで及び
十一番二十三から同番二十九
まで
国分寺市日吉町四丁目十一
番地九
高 相 美 鈴

羽村市羽加美四丁目八百七十
五番一及び八百七十六番一
青梅市河辺町五丁目五番四
号D A Cビル一階
株式会社ディー・エー・シ
代表取締役 岡田 秀一

東大和市立野三丁目千二百十
四番一
調布市布田三丁目一番地七
ピースクラフト株式会社
代表取締役 高木 慶太

稲城市大字東長沼字二号五百
九十三番一
新宿区西新宿二丁目六番一
号新宿住友ビル三十一階
アグレ都市デザイン株式会
社
代表取締役 大林 竜一

調布市深大寺元町五丁目三十
四番二及び同番四の各一部
調布市深大寺元町五丁目三
十四番地二
吉田 豊

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051